

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員  
南野委員長・吉津副委員長・岩藤委員・末永委員・田村哲委員  
三村委員・三輪委員
4. 委員外出席議員  
なし
5. 欠席委員  
なし
6. 執行部出席者  
別紙のとおり
7. 議会事務局職員  
永田局長・岡田次長・河野係長
8. 協議事項  
3 月定例会本会議 (2 月 28 日) から付託された事件 (議案 13 件)
9. 傍聴者  
なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後 2 時 15 分 閉会 午後 2 時 36 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 28 年 3 月 6 日

総務民生常任委員長

南 野 信 郎

記 録 調 製 者

河 野 隆 一

**南野委員長** 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。

これより、本会議で本委員会に付託されました議案 13 件について、審査を行います。

初めに、議案第 13 号「平成 29 年度長門市電気通信事業特別会計予算」を議題とします。第 1 条「歳入歳出予算」及び第 2 条「歳出予算の流用」を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**今浦企画総務部長** 特に補足説明はありません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**南野委員長** 次に、議案第 19 号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**今浦企画総務部長** 提案説明のとおりであり、特に補足説明はありません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村哲委員** これはこれでいいと思うんですけど、現在企画政策課にある市民協働推進室を市民活動課に変えていくということなんですが、今業務量は手一杯になっているわけ。課として編成しなければいけないほど業務量が増えているのか、またはほかの理由で課にしなければならないのか。課にしなければいけない理由を教えてくださいと思います。

**藤田総務課長** 昨年の 2 月に策定いたしました第 4 次長門市組織改編計画におきまして、市民協働によるまちづくりを推進するということから、市民福祉部内に市民活動課（仮）を平成 30 年度に新設しようというふうに考えています。この新設する市民活動課につきましては、市民協働のほかにも、計画ではコミュニティとかあるいは自治会とか交通安全、市民相談などの業務を集約してこの市民活動課が行うということで考えているところです。今年度新しいアクションプランを策定されますので、平成 30 年度に課に昇格するということがありますから、まずは市民福祉部に準備室を移して、一年間こういった業務をこの

市民活動課（仮）でやるのかというのを一年間よく検討しようということで、市民福祉部の市民課内にこの準備室を設置、移管するものでございます。

**田村哲委員** 一年間準備室でやって、その結果やっぱりやめたとかそういうことはあるの。

**藤田総務課長** これから市としても市民協働によるまちづくりを非常に重要な政策の一つだと考えていますので、現時点では課の新設を取りやめるということは考えておりません。

**岩藤委員** この課ができるということは、私も団体をもって活動していたものとして、すごくありがたい課だなと思うんですが、この課が長門市にできることについて、他市の状況、他市はかなり進んでいるんじゃないかと思うんですけど、そのこの点の状況とかお聞かせください。

**藤田総務課長** 過去からいろいろ取り組みを進めておられる先進的な市町もございます。そういった中でコミュニティあるいは生涯学習や公民館活動等、いろいろな分野で連携しながらという形で、それぞれの特色があるところですので、そういった本市にとってどれが一番いいのかということも、この一年間をかけて検討していければと思っています。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機願います。

— 休憩 14 : 21 —

— 再開 14 : 22 —

**南野委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 20 号「長門市税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**今浦企画総務部長** 特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号「長門市都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**今浦企画総務部長** 事前に議員全員協議会で説明させていただいているところであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村哲委員** 都市計画税の税率を下げる理由は提案説明のとおりだと思ってますし、そうだろうと思うんですけど、100 分の 0.15 から 100 分の 0.075、半額ですけど、4,000 万円強、金額とすれば。これは近々に全面廃止というふうにはならないものなんですか。どうしても半分残したいという、歳入が下げられないというんでしょうか。都市計画税を全面的に廃止するという検討はされたのかどうか。

**今浦企画総務部長** 全面廃止ということでございますけれども、まずこの 10 月の下水道料金の統一によりまして、約半分の 3,500 万円の使用料金が上がっております。一方都市計画税が充当できる事業として、委員もご承知のように、下水道の事業ならびに公債費の償還というのがまだ続いているところでございます。そういった所からしまして、当面は半分 2 分の 1 程度は料金改定により確保できるということで、今回率を 2 分の 1 ほど下げたところでございます。また、全面廃止ということについてでございますけれども、統一料金にしてもまだまだ、全員協議会でも説明したとおり、料金的には県下でも最低水準になっております。そのあたりで、将来的にはでございますけれども、下水道料金の見直しというようなことも今後必要性が出てくるのではないかと考えますので、その時またあらためて都市計画税の見直しも必要になってくるのではないかとこのように思っているところでございます。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 22 号「財産の貸付料の免除について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**今浦企画総務部長** 提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**岩藤委員** 貸付料を免除する期間が契約をした日から 10 年間と、全貸付期間が 30 年間というこの期間の根拠についてお尋ねします。

**光永財政課長** 私のほうからまず貸付期間を 30 年とする理由を申し上げます。これは「長門市普通財産の貸付けに関する規則」の第 2 条第 1 項第 2 号に、借地借家法第 23 条第 1 項の規定の適用を受ける借地権の設定を目的として、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合は 30 年としているところでございます。この規定に基づきまして 30 年としたところでございます。

**吉村商工水産課長補佐** それでは減免期間の 10 年についてですが、星野リゾートが進出することに伴う市財政に与える影響としまして、土地の使用料の収入、それと建物に対する固定資産税の収入、それと新たな雇用が生まれることによる従業員の所得に対する市民税による収入、事業活動に伴います法人税の収入等が市の財政に与える影響の要素として考えられるところです。こういったことから、それらと星野ブランドであります今回進出を予定されています「界」という施設の平均的な施設規模を勘案しまして検討を行った所でございますけれども、仮に開業から 10 年間の使用料を無料とした場合、長門企業立地促進条例の規定に基づきます固定資産税が 6 年間の奨励措置があるわけでございますが、先ほど申しました各要素を踏まえましても星野リゾートが 10 年間安定操業をした場合それらを取り戻すことができ、その後はプラスに転じるというふうにシミュレートしております。それら以外にもこのたびの星野リゾートによります公告宣伝効果、半年に一度星野リゾートが首都圏の旅行エージェント等を踏まえて情報発信するわけなんですけれども、そういった広告宣伝効果等波及効果も勘案しまして本市にとりまして十分な効果が得られるということから今回 10 年間というふうな期間を設定したところでございます。

**田村哲委員** この議案第 29 号の提案説明によりますと事業が軌道に乗るまでの当初 10 年間については貸付料を免除すると。これは組合から星野リゾートへの貸付料を免除と同時に市から組合への貸付けにおいても 10 年間土地の貸付料を免除する。市から組合へは当然免除、組合から星野リゾートへも免除という形になるわけですね。要は先走ったことを聞きますけど、10 年後以降は例えば有料になるということはあることですのでけれども、その場合は市から組合へも有料、それを組合は星野リゾートに振り返るといふ形になるのかどうかそのあたりをお願いします。

**光永財政課長** 委員おっしゃるとおりで、10年間免除期間が過ぎまして、そのまま30年の賃貸契約を続ける場合は貸付料を市は組合からいただいて、組合は星野リゾートからいただくということになると思います。

**田村哲委員** それで事業が順調にいったら星野効果といいますか、そういう形でお客が増える、湯本の宣伝がどんどんできるという形になった場合には、主導権を取るのは市のほうから組合をとおして、あるいは直接星野リゾートに対して貸付料を上げてもらいたいということの交渉に具体的に入って行くということですか。10年後には、上げる場合にはそういった交渉が入ってくるわけですか。

**光永財政課長** 現在10年間免除としますが、それ以降につきましては貸付料の規定がございます。これは当該年度の固定資産課税標準額をベースに金額を算定することになっておりまして、この基準に則って貸付料をいただくことになるということでございます。

**三村委員** 土地については現在土地開発基金が持っていると思うんですが、それを今から普通財産に変えるのでしょうか。

**光永財政課長** 平成29年度予算で計上していますとおり、現在土地開発基金で持っています旧白木屋グランドホテルの跡地部分については、一般会計で買い取る予算を計上させていただいているところでございます。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、明7日、予算決算常任委員会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。